平成２７年（フ）第２０１９号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目11番３号　Ｖｉｌｌａ　ｕｎｆ　１ｓｔ　101
債務者　高倉さち子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０２０号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目11番３号　Ｖｉｌｌａ　ｕｎｆ　１ｓｔ　101
債務者　高倉　節子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０２２号
札幌市南区川沿12条１丁目２番15号　パレーシャル104号
債務者　木村　　努
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０２３号
札幌市南区川沿12条１丁目２番15号　パレーシャル104号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３４号
札幌市豊平区美園１条１丁目３番９号　イーストサイドイン203号
債務者　奥谷　真琴（旧名ゑみ子）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０４５号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目２番13―203号
債務者　桑野　　巧
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０５０号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目６番18―202号
債務者　岸上　友幸
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
北海道名寄市東１条南２丁目14番地　車ネル１Ｆ　Ａ号室
債務者　田畑　　敦
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第５７号
宮城県石巻市日和が丘３丁目10番９号、前住所宮城県石巻市南境字新小堤25番地１　仮設南境第七団地29―４号
債務者　首藤　満恵
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
山形県酒田市錦町１丁目１番地の24　アベニール207号
債務者　今野　英樹
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第６４号
山形県酒田市富士見町３丁目２番地の118県営鳥海団地１号棟125号、住民票上の住所山形県酒田市東大町３丁目30番地の27
債務者　齋藤　　拓
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第６５号
山形県酒田市富士見町３丁目２番地の118県営鳥海団地１号棟125号
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１５０号
千葉県山武市松尾町借毛本郷487番地25
債務者　本田　和子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５７号
千葉県東金市家徳38―１　浅井病院内、住民票上の住所千葉市花見川区南花園１丁目44番13号　ＮＥＷ　ＫＡＲＩＹＡビル306号
債務者　松山あずみ
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
千葉県大網白里市みどりが丘２丁目40番地８
債務者　和田　敏子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６３号
千葉県香取郡多古町多古2907番地５
債務者　荒谷千枝子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係